



高齢者被害特別相談「高齢者トラブル188番」を実施します（関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン）

県消費生活センターでは、高齢者をターゲットにした悪質商法や「電話でお金詐欺」被害の未然防止、早期発見を目的とした「関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン」の一環として、高齢者被害特別相談を実施します。

高齢者被害特別相談「高齢者トラブル188番」

4か所の県消費生活センターにおいて、悪質商法等による高齢者被害の未然防止や早期発見を目的に、高齢者被害特別相談を実施します。

電話又は来所によりお気軽にご相談ください。

- ・日時 令和6年9月17日（火）、18日（水） 受付時間8：30～17：00
- ・相談会場

北信消費生活センター	☎ 026-217-0009	長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁西庁舎 2階
中信消費生活センター	☎ 0263-40-3660	松本市大字島立 1020 県松本合同庁舎 4階
南信消費生活センター	☎ 0265-24-8058	飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣
東信消費生活センター	☎ 0268-27-8517	上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎 6階

※高齢者被害の相談は、特別相談日だけでなく、他の平日も受け付けています。
 来所による相談の場合は、事前にご連絡をいただけますと幸いです。
 局番なし188番（消費者ホットライン）は、お近くの消費生活相談窓口につながります。

※共同キャンペーンの一環として以下の啓発等も実施します

◎ 共通リーフレット・ポスターによる啓発

高齢者関連施設・市町村等にリーフレット・ポスターを配布し、見守りの大切さや相談窓口の周知を図ります。

◎ ウェブサイトを利用した情報提供

長野県「消費生活情報」ウェブサイトに関連情報の提供を行います。

<https://www.nagano-shohi.net/>



添付資料

- ・「関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン」リーフレット

注意！「架空料金請求詐欺」が増加しています！

▶ 「電子マネーで支払って！」

「電子マネーの番号を教えて」は、詐欺を疑う！

▶ 身に覚えのない料金請求は、詐欺を疑いよく確認！

▶ パソコン・携帯電話に警告画面が出て、

表示された電話番号に連絡しない！

▶ お金の話が出たらまず相談！（消費者ホットライン 局番なし188）



（問合せ先）

担当 県民文化部 暮らし安全・消費生活課
相談啓発係 吉澤、斎藤

電話 026-235-7286（直通）

026-232-0111（代表）内線 4801

FAX 026-235-7374

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp